

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月九日奈良県指令建第一〇二―一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月一日建第九五二六号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十一月一日建第五五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市出合町一三番一、一三番一〇、一三番一一、一三番一二、一三番一三、一三番一四、一五番一、一五番二、一五番三、一五番四、一八番二、一八番四及び三六番一並びに膳夫町六三三番一、六三三番二、六三三番三、六三三番四、六三三番五、六三三番六、六三三番七、六三三番八、六三三番九、六三三番一〇、六三三番一一、六三三番一二、六三三番一四、六三四番二の五及び六三四番二の六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市當麻元西中方二〇三番一五
増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市出合町一三番一三、一五番四、一八番二、一八番四及び三六番一並びに膳夫町六三三番四及び六三三番九
下水道 橿原市出合町一三番一三、一五番四、一八番二、一八番四及び三六番一の各一部並びに膳夫町六三三番四及び六三三番九の各一部
水路 橿原市出合町一三番一四並びに膳夫町六三三番一四、六三四番二の五及び六三四番二の六